

## 高段位審査における、高齢受審者（65歳以上）の 修業年限短縮措置について

【変更内容】 審査日に65歳以上の者に限り、  
六段 五段取得から2年（従来は5年）  
七段 六段取得後3年（従来は6年）  
八段 七段取得後5年（従来は10年）

【適用審査会】 本年4月1日以降に申込締め切りを迎える審査会から適用する。

【例】 修業年限については、65歳になってからの修業年限ではなく、  
前段位取得日からの年数となる為、下記の通りとなる。  
本年8月3日開催の剣道六段審査会（福岡県）を受審する場合  
生年月日が、1960年8月3日以前で、令和5年8月31日までに  
剣道五段の段位を授与されたものが対象となる。